

令和5年10月18日実施 第2回 フォークリフト荷役技能検定2級 学科試験問題

【解答上の注意】

- 1 この問題は1ページから5ページまでです。
- 2 解答用紙に受検番号と氏名を記入してください。
- 3 解答はすべて別紙解答用紙に記入してください。
- 4 すべて正誤形式の設問です。各設問の記述内容が正しいときは、解答用紙の「正」を、誤りのときは解答用紙の「誤」を○で囲むこと。
- 5 制限時間は40分です。

本試験問題で略記する法令名等は、以下のとおりです。

安衛法：労働安全衛生法

労基法：労働基準法

安衛令：労働安全衛生法施行令

安衛則：労働安全衛生規則

フォーク規格：フォークリフト構造規格

荷役ガイドライン：陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

(平成25年3月25日基発0325第1号)

- 1 安衛法は、労基法と相まって、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としている。
- 2 労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- 3 事業者は、最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務に労働者をつかせるときは、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。
- 4 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系荷役運搬機械等の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。
- 5 事業者は、フォークリフトの運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者にフォークを最低降下位置に置かせなければならない。
- 6 フォークリフトを用いて作業を行うときは、作業指揮者を定めなければならないが、その作業指揮者は、フォークリフト運転技能講習修了者でなければならない。
- 7 安衛則では、フォークリフトのアタッチメントの装着又は取外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者の直接指揮により行うこととされている。
- 8 フォーク規格では、人身に怪我を負わせる危険のない場所では、警報装置を備えないフォークリフトを使用しても差し支えない。
- 9 事業者は、フォークリフトについては、そのフォーク又はこれにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせてはならないが、誘導員を配置したときは、この限りではない。
- 10 安衛則に定めるフォークリフトの定期自主検査は、1年を超えない期間ごとに1回実施する年次検査と、作業を開始する前に行う作業開始前点検である。

- 1 1 フォークリフトを使用して前進で曲がり角を曲がる場合は、普通の自動車と異なり後側が外側に寄るため内側よりに旋回する必要がある。
- 1 2 フォークリフトに使用されるニューマチックタイヤ（空気入りタイヤ）の空気圧は自動車よりも高圧で、700～980kPaが一般的である。
- 1 3 フォークリフトにはドローバーピンが装備されているので、これを利用して台車等をけん引しても良い。
- 1 4 フォークリフトには、一般的に油圧式ブレーキと機械式の駐車ブレーキを装備するが、機械式の駐車ブレーキは、後車輪に作用する。
- 1 5 フォークリフトから乗り降りするときは、ヘッドガード、操作レバー等を利用し、必ず左側から乗り降りする。
- 1 6 大きな荷物を運搬するときは、前方視界が悪いので後進するか、誘導者を付ける必要がある。
- 1 7 フォークリフトに装着する冷却ファンは、通常の自動車に比べて、車速が低く、走行時の風速によるラジエーターの冷却効果が少ないので、ファン枚数を増やし、外径は小さいものを装着している。
- 1 8 フォークリフトの動力伝達装置には、トルコン式変速機、油圧駆動変速機などがある。
- 1 9 フォークリフトのパワーステアリング（かじ取り倍力装置）にはセミインテグラル式及び全油圧式があるが、全油圧式では、ハンドルの回転に連動する油圧回路切替弁及び計量油圧ポンプを内蔵したステアリングバルブで、ハンドルを回した分だけ後車軸のシリンダーに油を送り、かじ取りする。
- 2 0 駐車ブレーキは、乾いた舗装路面において、走行時の基準無負荷状態で20%、走行時の基準負荷状態で15%のこう配で駐車できる能力がなければならぬとフォーク規格で定められている。

- 2 1 フォークリフトを離れる場合には、短時間の場合を除き、駐車ブレーキを完全にか
け、原動機を止めておかなければならない。
- 2 2 急な坂道を上り、下りするときは荷物が坂の下方になるようにする。
- 2 3 フォークリフトを用いて荷を積付けする場合には、積付け場所に荷崩れや破損など
の危険がないかを確認するため、積荷をリフトした状態でも、フォークリフトから降
りて確認することが必要である。
- 2 4 フォークの材質には上質の炭素鋼、特殊鋼が用いられているが、長時間の使用や使
い方によってはフォーク底面が摩耗して薄くなったり、曲がったりすることがある。
- 2 5 フォークリフトは積荷の状態で行走しているとき、絶対にスピードを出してはなら
ない。不整地、狭い通路、坂道などの急発進、急ブレーキ等は危険性が特に大きいか
ら注意することが必要である。
- 2 6 バックレストは、フォーク上に載せた荷物が、マストの後方に落下することにより
危険を及ぼすおそれを防ぐものである。
- 2 7 パレットを利用して物品を荷役・運搬し、保管したり輸送する作業方式をパレチゼ
ーションという。
- 2 8 フォークリフトに使用する作動油に必要な特性は、粘度が低いこと、泡が立ちにく
いこと、さびが生じにくいこと、などが挙げられる。
- 2 9 アウターマストはインナーマストのレールの役目をしていて、インナーマストはリ
フトブラケットが上下するためのレールの役目をしている。
- 3 0 パレット積付けパターンの一つで、各段の積付けの形と方向がすべて同じ方式をブ
ロック積みという。

- 3 1 平パレットのうち、デッキボードが上面だけにあるものを単面形という。
- 3 2 フォークリフトを使用して、積付けする場合、フォークをいっぱい上げた状態で激しくティルト操作してはならない。
- 3 3 フォークリフトを運転するときは、いかなる場合でも荷重曲線に示す許容荷重を超える荷重の荷を積載してはならない。
- 3 4 フォークリフトでフレキシブルコンテナを扱う際は、吊りロープ、吊りベルトを直接フォークに掛け、できるだけパレット荷として扱わずに荷役運搬を行う。
- 3 5 フォークの上昇やマストの前後傾は、それぞれリフトシリンダー、ティルトシリンダーに低圧の作動油を送り込んだり、圧力だけ抜くことによってピストンを作動させて行われる。
- 3 6 力の3要素とは、力の大きさ、方向、作用点のことである。
- 3 7 摩擦力の大きさは、接触面の面積が大きいほど大きい。
- 3 8 荷重表の荷重中心とは、荷重の重心位置とフォークリフトの車体の重心との距離を意味している。
- 3 9 フォークリフトのフォークに荷を積んだまま放置した場合、フォークにかかっている荷重は、動荷重である。
- 4 0 物体に、外力が作用したとき、その外力とつり合うために物体の内部に生ずる内力を「反発力」という。

- 4 1 フォークリフトの運転業務に従事する者は、定期（おおむね5年ごと）にフォークリフト運転業務従事者安全衛生教育を実施することが事業者に求められている。
- 4 2 厚生労働省が示している「職場における腰痛予防対策指針」では、一般的な腰痛の予防対策のほか、重量物取扱い作業や立ち作業等腰痛の発生の多い作業についても腰痛予防対策を示している。
- 4 3 安衛法（政令、省令を含む。）で、「はい」とは、倉庫、上屋又は 土場に積み重ねられた荷の集団のことを言い、小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷が積み重ねられたものも含まれる。
- 4 4 荷役ガイドラインでは、荷や荷台、貨物自動車の運転席への昇降については、三点確保を実行することとしている。
- 4 5 荷役ガイドラインでは、マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないこととしている。
- 4 6 フォークリフトを停車し、運転席から離れるときは逸走防止措置を確実に行うことが必要であるが、万一、フォークリフトが動き出したときは、人力で止めようとしたり、運転席に乗り込んで停止させようとしてはならない。
- 4 7 荷役作業を行う労働者に対して行う安全衛生教育の中には、危険予知訓練やリスクアセスメント教育があるが、両者の内容はほぼ同一のため、いずれか一方を実施すれば足りるものである。
- 4 8 荷役ガイドラインによると、フォークリフトによる労働災害を防止するため、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分することが必要である。
- 4 9 荷役ガイドラインでは、荷役災害防止のための担当者を指名し、その担当者に、荷役災害防止に必要な教育を実施することを求めている。
- 5 0 荷役作業における墜落・転落による労働災害を防止するため、荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、地上から行わず、出来る限り荷や荷台の上で行うようにする。